

# 小平から農地が消える？ 市民の声で、市内の農地を残そう！

市民にとって都市農地は守りたい場所

- 市内に点在する直売所で、採れたての野菜や果物が買える
  - 緑の景観で癒される
  - 震災時の避難場所・防災井戸がある
- 小平市立19校の小中学校で、学童農園で食育に貢献
- 小平市内小・中学校ともに学校給食地場産野菜納入率30%

小平市の面積に占める緑の割合(緑被率)は29.2% 農地はその3分の1

## 相続税を 支払うために 農地を売るしかない？

野菜・果物の生産で  
稼げる売上

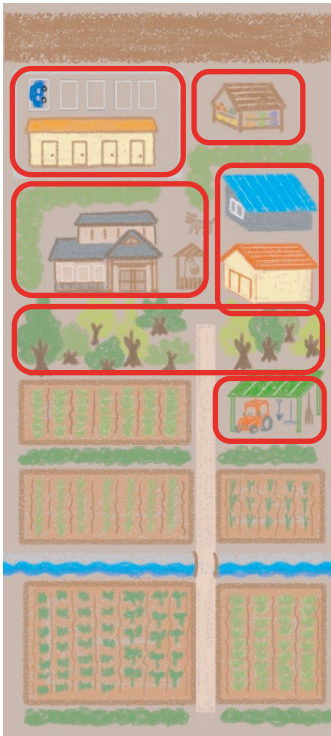
70～200万円  
／1000平米・年間

小平市の相続税評価額

1.5～2.2億円  
／1000平米

# 都市農地保全請願に、署名の協力をお願いします。

## 生産緑地以外の土地には、重い相続税が課税されます



農地(生産緑地)は、相続人が農業を継続している間は、相続税は猶予されます。しかし、以下の土地は、相続財産として免除の対象になりません。

- アパートや駐車場
- 野菜の直売所
- 自宅や庭
- 出荷作業所
- 農産物加工所
- 資材倉庫等
- 屋敷林
- 農機具庫
- 農耕車置き場等

農業収入には限界があります。都市農家が、農業収入を補填するためのアパートや駐車場などの賃貸不動産には、相続税が課税されるため、相続が発生すると、農地(生産緑地)を売らざるを得ないという本末転倒な状況です。

このことは、都市農地が消える大きな要因の一つになっています。

### 請願事項 1

小平市議会は、生産緑地の申請をしている都市農家に対する相続税の負担軽減を図るべく、国に対し、納税猶予措置適用の拡大の検討を求める意見書を提出してください。

## 市として出来る取り組みを

生産緑地法では、都市農家が農地(生産緑地)を相続で処分しなければならないときは、市に買取を申し出ることが出来る制度があります。しかし、小平市では、都市計画道路や公園の対象地以外では買取の実績はありません。

### 請願事項 2

小平市は、東京都の生産緑地買取・活用支援事業等を活用して農地を守る取り組みをしてください。

請願者：わたしたちのまちのつくり方 共同代表 神尾直志 (かみおただし)

携帯：080-5071-0255 E-mail：kamihoo2011@gmail.com

わたしたちのまちのつくり方

ホームページ：<https://watashimachi.com/>

「わたしたちのまちのつくり方」で検索してください

